



The Knights

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817
URL: www.knights.co.jp

「土壤汚染対策法の一部を改正する政令」について

「土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令」が、平成 30 年 9 月 25 日に閣議決定されました。

(1) 土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

平成 29 年 5 月 19 日に公布された、土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 33 号)の施行期日を平成 31 年 4 月 1 日と定めるものです。

(2) 土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令(施行:平成 31 年 4 月 1 日)

①土壤汚染対策法による特定有害物質について、「トランス-1,2-ジクロロエチレン」と現行の「シス-1,2-ジクロロエチレン」をあわせた「1,2-ジクロロエチレン」として指定するため、特定有害物質を定める土壤汚染対策法施行令(平成 14 年政令第 336 号)第1条について所要の改正を行うものです。

②国又は地方公共団体が行う汚染土壌の処理の特例の規定の適用に関し必要な事項を定めるため、土壤汚染対策法施行令について所要の改正を行うものです。

当社では、土壤汚染調査において実績があります。調査に関する企画提案から分析、報告書作成まで、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2018 年 9 月 25 日付 環境省報道発表資料](#)

分析技術箇所 佐藤亮平

石綿を含有する建材を建築物の解体時などに調査する者のための講習制度を創設

厚生労働省、環境省及び国土交通省は、石綿含有建材の調査の専門家を育成するため、現行の講習制度に関する告示を廃止、新たに3省共管の講習制度を創設しました。

《主な見直し内容》

①資格名称

「特定建築物石綿含有建材調査者(Ⅰ)」又は「建築物石綿含有建材調査者(Ⅱ)」

※平成30年10月22日以前の旧制度の建築物石綿含有建材調査者は、新制度の特定建築物石綿含有建材調査者とみなす。

②講習の方法

講義、実地研修、筆記試験及び口述試験によるコース(Ⅰ)又は講義、筆記試験によるコース(Ⅱ)

③受講資格

建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等(Ⅰ、Ⅱ共通)

(Ⅰ):下記のうち、建築物石綿含有建材調査者として一定の実務経験を有する者

(Ⅱ):石綿作業主任者技能講習の修了者

④講習における対象とする石綿含有建材

レベル1、2、3(通常の使用状態の調査及び法令に基づく解体等工事の事前調査を想定)

資料 [2018 年 10 月 23 日付 厚生労働省、環境省、](#)

[国土交通省報道発表資料](#)

研究開発箇所 守屋貴志

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. [認可対象候補物質として 6 物質を追加提案](#)
2. [「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令案」に対するパブリックコメントについて](#)

3. [第 4 回食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会について](#)
4. [全国の地下水条例制定内容の調査\(分類・整理\)について](#)



アスベストの事前調査承ります！

アスベストの使用の疑いのある建築物を解体する際には、アスベスト使用有無の事前調査が必要不可欠です。弊社は平成 30 年基安化発第 0420 第 1 号(厚生労働省通達)に対応した分析調査に対応可能です。詳細は下記 URL をご参照ください。

<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR18003.pdf>

お問合せはこちら

